

第4章

ライフステージ別の主な取組み

第4章 ライフステージ別の主な取組み

ライフステージ別に定めた基本方針に従いながら、健やかな妊娠、出産、子どもの成長を推進するため13の主な取組みを示しています。

それぞれが目指す目標項目数と目標数は下記のとおりです。

| 区 分 | 目標項目数 | 目標数 |
|----------|-------|-----|
| 小児期・思春期 | 12 | 27 |
| 胎児期・新生児期 | 10 | 13 |
| 乳幼児期 | 22 | 32 |
| 計 | 44 | 72 |

- 1 性や命の大切さを理解し、親となるための準備ができる
 - 1-1 親となるための心やからだづくりができ、健康管理ができる
 - (1) 基本的な生活習慣の形成
 - (2) 命の大切さを理解し、妊娠や性感染症に関する正しい知識の普及
- 2 安心して妊娠・出産ができる
 - 2-1 望んだ妊娠・出産ができる
 - (1) 妊娠期の保健・医療サービスの充実及び妊娠中の健康管理
 - (2) 不妊の相談や支援の充実
 - 2-2 妊娠・出産を支える力が豊富にある
 - (1) 妊娠・出産を支える環境の整備
 - (2) 妊娠前からの低出生体重児対策及び出産後の支援
- 3 いきいきと子育てができ、子どもが健やかに成長できる
 - 3-1 心身ともに健やかに成長し、子育てができる
 - (1) 子育てに関する正しい知識の普及
 - (2) 家庭における基本的な生活習慣の形成
 - (3) 病気や感染症の予防
 - (4) 発達障害をはじめとする障害や病気の早期発見・早期支援
 - 3-2 家族全体で育児を支えることができる
 - (1) 家庭での育児力の強化
 - (2) 虐待を防止する妊娠期からの支援と子育て中の虐待の予防
 - (3) 乳幼児突然死症候群の予防と家庭での事故防止

－主な取組みの読み方－

基本方針

1 性や命の大切さを理解し、親となるための準備ができる。（小児期*・思春期）

1-1 親となるための心やからだづくりができ、健康管理ができる

将来を担う次世代の健康を支えるため、小児期及び思春期からの親となるための準備はとて大切であることを知り、自分の健康は自分で守ることができるようにすすめていきます。

(1) 基本的な生活習慣*の形成

主な取組み

現状

各項目に対する豊橋市の現状

- 朝食を毎日食べる子どもの割合は、3歳で93.3%、小学生で84.3%、中学生で76.4%、高校生で78.5%となっており、年齢が上がるにつれ割合が低くなっています。
- 肥満傾向にある男子小学生の割合は10.7%です。

課題

現状に対する課題

- 朝食を含め三食をしっかり食べる習慣は、乳幼児期からの生活習慣が基礎となるため、乳幼児期には保護者への啓発、小児期からはさらに本人に対する啓発が必要です。
- 運動は、心身の成長や健康の保持・増進に重要であるため、運動習慣を定着させることが必要です。

取組み方針

母子保健の取組み方針

健康的な生活習慣が定着できるように小児期から継続的に支援します。

目標項目の出典

中間評価(5年後)
目標値

最終評価(10年後)
目標値

目標

① 基本的生活習慣の確立

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|---|---------|----------|----------|----------|----------------------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 朝食を毎日食べる子どもの割合 | 3歳児 | 93.3% | 100% | 100% | こども保健課 平成 23 年度健康づくりに関するアンケート |
| | 小学 6 年生 | 84.3% | | | |
| | 中学 3 年生 | 76.4% | | | |
| | 高校 3 年生 | 78.5% | | | |
| これまでの 1 年間で、学校の体育の授業以外に週 1 回以上運動をする小学 6 年生の割合 | | 87.8% | 90% | 95% | |
| 肥満傾向にある小学生の割合（5年生の肥満傾向の児の割合） | 男子 | 10.7% | 10% | 9.5% | 学校保健統計調査 |
| | 女子 | 7.6% | 7.5% | 7.4% | |

取組み

具体的な取組み

《個人・家庭》

○家族と一緒に食事をするなど、朝食を欠食しない、三食しっかり食べる習慣を身につけましょう。

《地域・団体》

○未成年者の喫煙や飲酒を容認・黙認しないような環境づくりに努めます。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|---------------|---|
| 基本的生活習慣の普及、啓発 | 食習慣、タバコ、歯科などの訪問授業や出前講座を通じて、学校と連携しながら、基本的生活習慣の確立のための健康教育を実施します。 |
| 運動習慣の大切さの啓発 | 子どもの頃から運動習慣を身につけるために、運動の大切さを伝えるとともに外遊びや身体を使った遊びができる場所や機会などの情報提供を行います。 |

1 性や命の大切さを理解し、親となるための準備ができる。（小児期*・思春期）

1-1 親となるための心やからだづくりができ、健康管理ができる

将来を担う次世代の健康を支えるため、小児期及び思春期からの親となるための準備はとても大切であることを知り、自分の健康は自分で守ることができるようにすすめていきます。

(1) 基本的生活習慣*の形成

現状

- 朝食を毎日食べる子どもの割合は、3歳で93.3%、小学生で84.3%、中学生で76.4%、高校生で78.5%となっており、年齢が上がるにつれ割合が低くなっています。
- 肥満傾向*にある男子小学生の割合は10.7%です。
- 10代の女性のやせの割合は、国民健康栄養調査（平成22年度）では17.1%です。
- 中学生、高校生の喫煙の割合は低下しましたが、高校生男子では3.9%に喫煙経験があります。
- 中学生では、女子に比べて男子で飲酒経験が多く、高校生では女子で飲酒経験が多くなっています。

課題

- 朝食を含め三食をしっかり食べる習慣は、乳幼児期からの生活習慣が基礎となるため、乳幼児期には保護者への啓発、小児期からはさらに本人に対する啓発が必要です。
- 運動は、心身の成長や健康の保持・増進に重要であるため、運動習慣を定着させることが必要です。
- 喫煙、飲酒などがもたらす問題は低年齢化しており、子どもの身近な存在である家庭、学校、地域及び行政が連携して健康づくりを支援する必要があります。
- 自分の適正体重を知り、維持できるための知識の普及が必要です。

取組み方針

健康的な生活習慣が定着できるように小児期から継続的に支援します。

目標

① 基本的な生活習慣の確立

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|---|---------|----------|----------|----------|----------------------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 朝食を毎日食べる子どもの割合 | 3 歳児 | 93.3% | 100% | 100% | こども保健課 平成 23 年度健康づくりに関するアンケート |
| | 小学 6 年生 | 84.3% | | | |
| | 中学 3 年生 | 76.4% | | | |
| | 高校 3 年生 | 78.5% | | | |
| これまでの 1 年間で、学校の体育の授業以外に週 1 回以上運動をする小学 6 年生の割合 | | 87.8% | 90% | 95% | |
| 肥満傾向にある小学生の割合（5 年生の肥満傾向の児の割合） | 男子 | 10.7% | 10% | 9.5% | 学校保健統計調査 |
| | 女子 | 7.6% | 7.5% | 7.4% | |

② 未成年者の喫煙をなくす

| 目標項目 | | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|------------|---------|----|----------|----------|----------|------------------------|
| | | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 未成年者の喫煙の割合 | 中学 3 年生 | 男子 | 0.0% | 0% | 0% | 平成 23 年度健康づくりに関するアンケート |
| | | 女子 | 0.0% | | | |
| | 高校 3 年生 | 男子 | 3.9% | 0% | 0% | |
| | | 女子 | 0.0% | | | |

③ 未成年者の飲酒をなくす

| 目標項目 | | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|------------|---------|----|----------|----------|----------|------------------------|
| | | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 未成年者の飲酒の割合 | 中学 3 年生 | 男子 | 3.2% | 0% | 0% | 平成 23 年度健康づくりに関するアンケート |
| | | 女子 | 2.0% | | | |
| | 高校 3 年生 | 男子 | 9.6% | 0% | 0% | |
| | | 女子 | 11.2% | | | |

参考値

| 項目 | | | 平成 22 年度 | 調査・資料 |
|----------------------|---|------|----------|----------|
| 女性のやせの割合（BMI18.5 未満） | 国 | 10 代 | 17.1% | 国民健康栄養調査 |
| | | 20 代 | 29.0% | |

取組み

《個人・家庭》

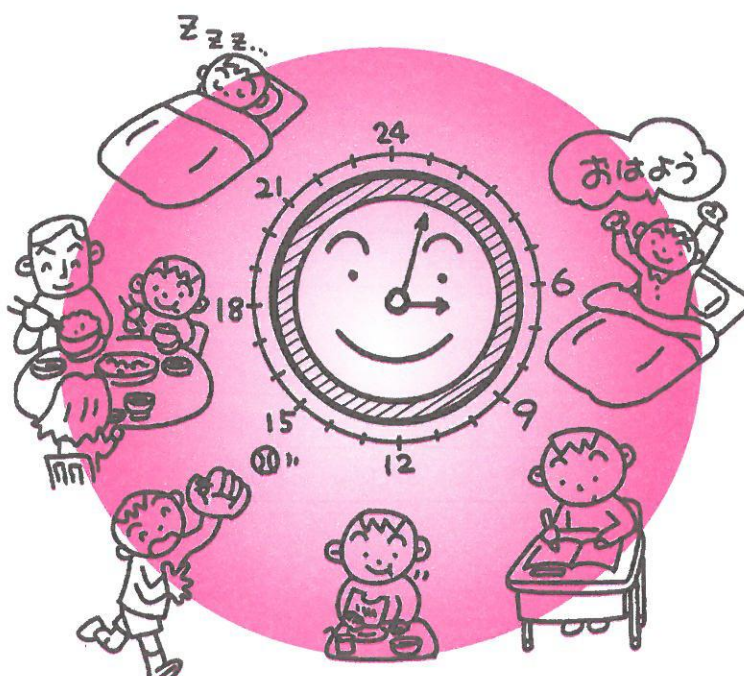
- 家族と一緒に食事をするなど、朝食を欠食しない、三食しっかり食べる習慣を身につけましょう。
- 身体を使う遊びを大切にし、運動する習慣を身につけましょう。
- 未成年者は喫煙や飲酒をしないようにしましょう。

《地域・団体》

- 未成年者の喫煙や飲酒を容認・黙認しないような環境づくりに努めます。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|---------------|--|
| 基本的生活習慣の普及、啓発 | 食習慣、タバコ、歯科などの訪問授業や出前講座を通じて、学校と連携しながら、基本的生活習慣の確立のための健康教育を実施します。 |
| 運動習慣の大切さの啓発 | 子どもの頃から運動習慣を身につけるために、運動の大切さを伝えるとともに外遊びや身体を使った遊びができる場所や機会などの情報提供を行います。 |
| 食育活動の推進 | 各学校で策定する「食に関する指導の全体計画」が、児童生徒の望ましい食習慣形成につながるよう指導します。 |
| 青少年の非行防止啓発活動 | 喫煙・飲酒を含む青少年の非行防止を推進するため、地域役員や学校関係者と情報交換を行うとともに、年2回、豊橋駅において街頭啓発活動を行います。 |



(2) 命の大切さを理解し、妊娠や性感染症に関する正しい知識の普及

現状

- 10代の人工妊娠中絶実施率は人口千人に対し6.4です。
- 避妊方法を正確に知っている高校生の割合は、男子で32.8%、女子で42.5%です。
- 自分の身体をいつも大切にしている割合は、中学生で平均65.0%、高校生で平均78.1%です。
- 親と性について話し合う割合は、中学生で平均14.6%、高校生で平均15.1%です。
- 性器クラミジア患者定点報告数は、15～19歳では13人、20～29歳では53人で減少しています。
- 今までに高校生が聞いたことのある性感染症の割合は、性器クラミジア感染症*が68.5%で、淋菌感染症*は31.2%です。

課題

- 命の大切さを理解し、お互いの心とからだを尊重しながら性について考え行動するための知識の普及と環境づくりが必要です。
- 避妊方法を正確に知っている高校生の割合は低く、望まない妊娠*を避けるためのスキルを高める必要があります。
- 性感染症について、危険度や予防方法を正しく理解するため、性感染症に関する知識の普及が必要です。

取組み方針

命の大切さを伝えるとともに、望まない妊娠を避けるための知識や性感染症に関する知識の普及を図ります。

目標

①望まない妊娠を避ける

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|------------------|---------|----------|----------|----------|---------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 人工妊娠中絶実施率（人口千人対） | 15～19 歳 | 6.4 | 6 | 5 | H22 愛知県母体保護統計 |
| | 20～24 歳 | 11.2 | 10 | 9 | |

②性や性感染症に関する知識の普及

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|---------------------|------------|----------|----------|----------|------------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 避妊方法を正確に知っている割合 | 高 3 男子 | 32.8% | 50% | 60% | 平成 23 年度健康づくりに関するアンケート |
| | 高 3 女子 | 42.5% | 50% | 60% | |
| 自分の身体をいつも大切にしている割合 | 中学 3 年生 | 65.0% | 85% | 90% | |
| | 高校 3 年生 | 78.1% | 85% | 90% | |
| 親と性について話し合う割合 | 中学 3 年生 | 14.6% | 30% | 35% | |
| | 高校 3 年生 | 15.1% | 30% | 35% | |
| 性器クラミジア患者定点報告数 | 15～19 歳 | 13 人 | 11 人 | 8 人 | 健康政策課 |
| | 20～24 歳 | 54 人 | 52 人 | 51 人 | |
| 今までに聞いたことのある性感染症の割合 | 性器クラミジア感染症 | 68.5% | 80% | 90% | 平成 23 年度健康づくりに関するアンケート |
| | 淋菌感染症 | 31.2% | 40% | 45% | |

取組み

《個人・家庭》

- 性や命の大切さを理解し、お互いを尊重した行動をとりましょう。
- 望まない妊娠を避けるための知識を持って行動しましょう。
- 性感染症について理解し、予防に努めましょう。

《地域・団体》

- 命の大切さを伝え、お互いを大切にする環境を提供できるようにします。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|----------------|--|
| 性感染症の予防 | エイズ、梅毒、クラジミア及びB型肝炎の性感染症検査を実施するとともに、性感染症予防を推進するために、講座や街頭啓発などで知識の普及・啓発を図ります。 |
| 性や命の大切さについての啓発 | 出前講座や学校訪問授業を通じて、命の大切さや自分や相手の身体をおもいやる心を育て、自己肯定感を育めるように、健康教育を実施します。 |
| 妊娠に関する知識の普及 | 家庭訪問や健康教育を通じて妊娠や避妊に関する知識の普及を図ります。 |



2 安心して妊娠・出産ができる

(胎児期*・新生児期*)

2-1 望んだ妊娠・出産ができる

望んだ時期に妊娠・出産ができることは、ライフプランを考えた時に大切な要素であり、胎児及び妊婦の健康のために、妊娠中の保健・医療サービスの充実をすすめていきます。

(1) 妊娠期の保健・医療サービスの充実及び妊娠中の健康管理

現状

- 妊婦健康診査*の助成回数 14 回の実施や子宮頸がん*検査等の公費助成の対象となる健診項目が追加されました。
- 妊娠 28 週（妊娠 8 か月）以降の妊娠届出が 0.4%みられ、その理由としては「妊娠に気づけなかった」や「忙しかった」等となっています。
- 妊娠中の医療機関、保健機関間における連絡票数は少しずつ増えており、妊娠中からの連携した支援が行われています。
- 妊婦の喫煙率は 3.4%、飲酒率は 2.7%です。

課題

- 妊娠に関する基本的な知識の普及や妊娠中の定期的な健康診査の必要性について、啓発が必要です。
- 出産後に安心して育児ができるために、妊娠中から関わりを開始することが望ましく、出産・育児への継続した保健サービスの充実が必要です。
- 妊娠中の生活について、胎児の健康に注意できるよう妊婦だけでなく家族にも情報の普及が必要です。
- 妊娠・出産に対する不安を軽減できるよう産婦人科医療機関等と連携し、支援を充実させる必要があります。

取組み方針

妊娠や出産に対する健康管理ができるように支援します。

目標

①妊娠中の健康管理

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|-------------------|--------|----------|----------|----------|-------------------------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 妊娠届出週数の割合 | 11 週以内 | 91.9% | 95% | 100% | こども保健課 |
| | 28 週以降 | 0.4% | 0% | 0% | |
| 喫煙する妊婦の割合 | | 3.4% | 0% | 0% | 平成 23 年度 出産・子育て に関するアン ケート |
| 飲酒する妊婦の割合 | | 2.7% | 0% | 0% | |
| 妊娠中の不安を軽減できた妊婦の割合 | | 68.9% | 75% | 80% | |

参考値

| 項目 | | 平成 23 年度 | 調査・資料 |
|----------------|------|----------|--------|
| 妊婦への家庭訪問 件数 | 実件数 | 40 件 | こども保健課 |
| | 延べ件数 | 63 件 | |



取組み

《個人・家庭》

- 喫煙や飲酒が胎児に与える影響について思春期の頃から知識を持ち注意しましょう。
- 妊娠の可能性がある時はできるだけ早く医療機関を受診しましょう。
- 妊娠中の健康管理のため、定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。
- 妊婦や配偶者は、妊娠・出産に関する知識を得るために講座等を利用しましょう。

《地域・団体》

- 医療機関は妊婦の健康管理や安全な出産のため、妊娠期から保健所・保健センターと連携します。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|---------------------|---|
| 受動喫煙防止対策の充実 | 妊娠・出産・育児期の受動喫煙防止対策として、受動喫煙防止対策実施施設数の増加を図る。また、喫煙マナー向上のための啓発を行います。 |
| 妊娠・出産・育児に関する知識の啓発 | パパママ教室などで、妊婦や配偶者に対して、妊娠・出産・育児に関する知識の啓発を行います。 |
| 妊娠・出産に関する不安の解消 | 妊娠届出等から妊娠・出産に関する不安や悩みを早期に把握し、相談や家庭訪問を通じて解消に努めます。 |
| リスク要因のある妊婦に対する支援の充実 | 精神面での既往症を持っていたり、妊婦健康診査未受診や妊娠届出が遅かった妊婦に対し、出産・子育ての負担軽減を図るため、産婦人科医療機関と連携し、妊娠期からの家庭訪問などを行います。 |

(2)不妊の相談や支援の充実

現状

- 不妊に関する平成 23 年度の補助件数は、一般不妊治療*費が延べ 250 件、特定不妊治療*費が延べ 490 件で毎年増加しています。
- 特定不妊治療費補助金交付申請者の年齢層は男性が 30 代から 50 代、女性が 20 代から 40 代と幅広くなっています。
- 不妊治療の効果や方法について、マスコミを含め様々な情報が氾濫しています。
- 不妊治療は経済的負担が大きいだけでなく、身体的、精神的にも大きな負担がかかります。

課題

- 不妊治療の経済的な支援について啓発が必要です。
- 妊娠の好適年齢*を思春期の教育から伝えていく必要があります。
- 不妊に関する専門的な相談に対応できる窓口を確保、啓発する必要があります。
- 不妊に悩む人に対して精神的支援が重要です。

取組み方針

不妊について、精神的、身体的負担及び経済的負担の軽減を図ります。

参考値

| 項目 | 平成 23 年度 | 調査・資料 |
|----------------------|----------|--------|
| 豊橋市一般不妊治療費補助金延べ交付件数 | 250 件 | こども保健課 |
| 豊橋市特定不妊治療費補助金延べ交付件数 | 490 件 | |
| 特定不妊治療指定医療機関数（豊橋市指定） | 3 か所 | |

取組み

《個人・家庭》

○不妊や不妊治療に心配がある時は、不妊治療の専門機関等へ相談をしましょう。

《地域・団体》

○不妊や不妊治療について、理解し支援します。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|-----------------|---|
| 不妊治療費の経済的支援の啓発 | ホームページや広報を通じて不妊治療費の補助金制度の周知を図ります。 |
| 不妊に関する相談窓口の情報提供 | 広報やポスターなどの啓発活動により、愛知県不妊・不育専門相談センターなどの不妊や不育症*に関する相談窓口の周知を図ります。 |
| 不妊に対する理解の啓発 | 広報などで不妊症や不妊治療に関する理解を深めてもらえるよう啓発します。 |
| 妊娠の好適年齢の知識の普及 | 学校訪問授業等で妊娠の好適年齢について年齢に応じた啓発活動を行います。 |

2-2 妊娠・出産を支える力が豊富にある

妊娠・出産を支える社会の支援を充実させ、若い世代が妊娠・出産を前向きに考えられる環境づくりをすすめていきます。

(1) 妊娠・出産を支える環境の整備

現状

- 母親と子どものみの世帯が増加し、3世代世帯は減少しています。
- 家庭で妊婦への配慮があった割合は94.9%です。
- 近隣や仲間から妊婦への支援があった割合は72.3%です。
- 妊婦への優しい環境づくりの一環として、マタニティマーク*のキーホルダーを母子健康手帳*交付時に配布するとともに、マタニティマークの啓発に努めています。
- 東三河地域の保健・医療・福祉の周産期の連携推進会議を実施しています。
- 母子健康手帳交付時に、困った時に利用できる相談窓口等を掲載したハローファミリーカード*を配布しています。
- 第2子以降の妊娠で核家族世帯や障害児のいる家庭等、上の子の家庭育児の困難なケースがみられます。
- 母性健康管理指導事項連絡カード*を知っている妊婦の割合は35.1%です。

課題

- 妊娠・出産に関する家族や地域の理解を深め、妊婦への配慮が必要です。
- 母性健康管理指導事項連絡カードを周知し、妊娠中の職場での支援について啓発が必要です。

取組み方針

安定した妊娠生活や安全な出産をするための環境づくりを支援します。



目標

① 家族・近隣・職場などの支援の推進

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|-----------------------------------|-------|----------|----------|----------|-----------------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 妊娠中、右記の人たちから配慮や支援があった割合 | 家族 | 94.9% | 100% | 100% | 平成 23 年度 出産・子育てに関するアンケート |
| | 近隣や仲間 | 72.3% | 80% | 90% | |
| | 職場 | 74.5% | 80% | 90% | |
| 就労女性のうち母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合 | | 35.1% | 50% | 60% | |

取組み

《個人・家庭》

- 母性健康管理指導事項連絡カードの利用法を理解し、必要時活用できるようにしましょう。
- 家族は、妊婦が安心して、妊娠・出産ができるよう協力しましょう。

《地域・団体》

- 地域や職場は安定した妊娠生活のために、やさしい環境づくりに努めます。
- 職場は母性健康管理指導事項連絡カードの目的を理解し、妊婦の健康管理を支援します。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|------------------|--|
| 妊婦に対する家庭の支援の啓発 | 母子健康手帳交付時やパパママ教室などで家庭における妊娠中からの支援の必要性について啓発します。 |
| 妊婦へのやさしい環境づくりの啓発 | ホームページの掲載や主催事業での啓発活動を通じてマタニティマークの普及を図ります。 |
| 相談窓口の啓発 | ハローファミリーカードの活用を進め、相談窓口の情報提供を行います。 |
| 職場での妊婦への支援の啓発 | 母子健康手帳交付時や健康教育の場を通じて母性健康管理指導事項連絡カードの周知を図ります。 |
| 保健・医療・福祉の連携 | 東三河地域における保健・医療・福祉の関係機関相互の連携を推進するため定期的に会議を実施します。また、児童委員*・主任児童委員*と連携し、状況把握などを行い支援の充実を図ります。 |

(2) 妊娠前からの低出生体重児対策及び出産後の支援

現状

- 低出生体重児数は 336 人で、全出生数に占める割合は 9.6%です。
- 多胎の妊娠届出者数は年間 49 人、妊娠届出者数（3,832 人）に占める割合は 1.3%です。
- 10 代の女性のやせの割合は、国民健康栄養調査（平成 22 年度）では 17.1%です。
- 喫煙している妊婦の割合は 3.4%です。
- 乳児（4 か月児）の同居している父の喫煙率は 38.2%です。
- 妊産婦の歯科健診受診率は 38.0%で愛知県下においては高いです。

課題

- 低出生体重児の要因になる、思春期や妊娠前はやせ、喫煙などについて、正しい知識の普及を図る必要があります。
- 低出生体重児や多胎児は、入院中の母子分離の期間が長くなることや、退院後の育児不安が強くなりやすいため、保護者を早期に支援する環境づくりが必要です。
- 妊婦の体重増加不良が、低出生体重児の要因となる事を啓発する必要があります。
- 喫煙により、妊娠・出産にかかる危険性が高まることを伝え、家族を含めた禁煙・分煙の必要性を伝える必要があります。
- 妊娠中に進行した歯周炎を有する者が多いです。妊娠中の歯周病は、早産や低出生体重児の原因になります。妊娠中の歯や口腔の健康を保つ支援が必要です。
- 結婚した夫婦に対し低出生体重児となる要因について、知識の普及を図る必要があります。

取組み方針

低出生体重児出産の予防と出産後の支援の充実を図ります。

目標

①低出生体重児の割合の減少

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|-----------------------------------|-----|----------|----------|----------|-------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 低出生体重児数と割合 (平成 23 年出生 3,496 人) | 出生数 | 336 人 | | | 愛知県衛生 年報 |
| | 割合 | 9.6% | 9.3% | 9% | |

②妊婦や家族の喫煙の減少

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|-----------------------|--|----------|----------|----------|---------------------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 喫煙する妊婦の割合 (再掲) | | 3.4% | 0% | 0% | 平成 23 年度出 産・子育てに関 するアンケート |
| 同居家族の喫煙率 (4か月児の父親) | | 38.2% | 30% | 20% | こども保健課 |

③妊娠中の歯と口腔の健康の確保

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|------------------------------------|-----|----------|----------|----------|-----------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 妊産婦歯科健康 診査*受診率 | 豊橋市 | 38.0% | 40% | 50% | 地域歯科保 健業務状況 報告書 |
| | 愛知県 | 32.4% | | | |
| 妊産婦歯科健康診査時 に進行した歯肉炎を有 する者の割合 | 豊橋市 | 40.8% | 30% | 20% | |

参考値

| 項目 | | 平成 23 年度 | 調査・資料 |
|---------------------------------------|---|----------|--------|
| 多胎の妊娠届出者数 (平成 23 年度妊娠届出者数 3,832 人) | | 49 人 | こども保健課 |
| 女性のやせの割合 (BMI 18.5 未満) | 国 | 10 代 | 17.1%※ |
| | | 20 代 | 29.0%※ |

※平成 22 年度の実績

取組み

《個人・家庭》

- 女性は小児期・思春期から自分の適正体重を知り、思春期やせを予防しましょう。
- 低出生体重児となる要因を知り、防ぐための行動に努めましょう。
- 妊婦は喫煙の害について知り、禁煙・防煙に努めましょう。
- 家族は受動喫煙などの害について知り、禁煙・分煙に努めましょう。
- 妊娠中の歯と口腔の健康のために、歯科健康診査を受診しましょう。

《地域・団体》

- 妊婦への受動喫煙の害について知り、禁煙・分煙に努めます。
- 産科医療機関は妊婦・胎児の健康管理を支援します。また、低出生体重児および多胎児には保健機関と連携し支援します。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|-----------------------|--|
| 受動喫煙防止対策の充実 | 妊娠・出産・育児期の受動喫煙防止対策として、受動喫煙防止対策実施施設数の増加を図ります。また、喫煙マナー向上のための啓発を行います。 |
| 適正体重の重要性の啓発 | 訪問授業などで、小児期・思春期から健やかな生活習慣とあわせ、適正体重の重要性についても啓発します。 |
| 妊娠中の健康についての知識の普及 | 母子健康手帳交付時やパパママ教室、家庭訪問などで妊娠中の低栄養、体重増加の抑制、喫煙などが胎児に与える影響について知識の普及を図ります。 |
| 妊娠中の歯と口腔の健康についての知識の普及 | 歯科健康診査や健康教育を行い、妊婦の歯と口腔の健康とともに胎児への影響について知識の普及を図ります。 |
| 低出生体重児や多胎児への支援 | 低出生体重児及び多胎児には産婦人科医療機関とも連携しながら早期に介入し、家庭訪問などにより継続的に支援します。 |

3 いきいきと子育てができ、子どもが健やかに成長 できる（乳幼児期）

3-1 心身ともに健やかに成長し、子育てができる

子どもの健やかな成長のためには、保護者が安心して子育てできる環境が必要であり、子育ては次世代に引き継がれていくためとても重要です。

(1) 子育てに関する正しい知識の普及

現状

- 「子育てに困った時に誰に相談するか」という質問に、約76%の人が「配偶者」や「祖父母」、19.4%の人が「保育園や幼稚園の先生」、3.6%の人が「保健師」と答えています。
- 「子育てに関する情報をどこから得るか」という質問には、「家族や親族」からが65.5%、「友人や知人」からが69.9%、「インターネット」からが36.8%となっています。
- 乳児期に医療機関で受診する乳児健康診査の受診率は88.6%です。
- 乳児家庭全戸訪問*の実施割合は97.8%です。
- 乳幼児健康診査の受診率は、4か月児健康診査*が97.1%、1歳6か月児健康診査*が96.4%、3歳児健康診査*が92.9%です。
- 乳幼児健康診査の未受診児に対しては、児童委員・主任児童委員の協力を得て、家庭訪問等による受診勧奨を実施しています。
- 生後1か月児の母乳育児の割合は47.0%です。

課題

- 子育てに困った時に相談する人や情報を得るところとして、家族や友人の占める割合が高いため、子育てに関する知識を保護者のみでなく、周囲の人まで幅広く啓発する必要があります。
- 子育てに関する情報は、インターネット等の普及により様々な情報が氾濫し、保護者が選択に迷い不安の原因にもなるため、迷った時に相談できる公的な支援体制が必要です。
- 子育てに一番不安を感じる時期として、生後1～2か月が最も高い割合にあるため、産婦人科医療機関と連携し、1か月児健康診査*前後の相談体制を充実させる必要があります。

- 生後4か月までに行う乳児家庭全戸訪問等を通じて、出産後の育児不安の軽減を図るとともに、子育てについて情報の提供等サービスの充実を図る必要があります。
- 乳幼児健康診査は子どもの健康状況を保護者が把握し、子育てに関する情報を得るための重要な機会であることから、未受診児に対する受診勧奨を推進する必要があります。
- 母子の愛着形成の推進や、病気の予防等の母乳育児の利点について、啓発する必要があります。

取組み方針

家庭訪問や乳幼児健康診査等の事業を通じて、子育ての知識の普及を図ります。

目標

① 出産後の育児不安の軽減

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|--------------------------|-----|--------|--------|--------|-----------------------|
| | | 平成23年度 | 平成29年度 | 平成34年度 | |
| 乳児家庭全戸訪問実施率 | 実施率 | 97.8% | 99% | 99% | こども保健課 |
| | 実施数 | 2,756件 | | | |
| これまでの子育てに不安を感じた3歳児の母親の割合 | | 63.8% | 60% | 55% | 平成23年度出産・子育てに関するアンケート |

② 子ども及び子育てに関する情報提供などサービスの充実

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成29年度 | 平成34年度 | |
| 乳児健康診査（医療機関）受診率 | | 88.6% | 90% | 95% | こども保健課 |
| 乳幼児健康診査受診率 | 4か月児 | 97.1% | 98% | 99% | |
| | 1歳6か月児 | 96.4% | 97% | 98% | |
| | 3歳児 | 92.9% | 94% | 95% | |
| 乳幼児健康診査未受診児のうち、状況把握ができた割合（人） | 4か月児 | 93.5% | 100% | 100% | |
| | | 129人 | | | |
| | 1歳6か月児 | 86.5% | 100% | 100% | |
| | | 166人 | | | |
| | 3歳児 | 80.9% | 100% | 100% | |
| | | 237人 | | | |

③母乳育児の推進

| 目標項目 | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|------------------|----------|----------|----------|--------|
| | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 生後 1 か月児の母乳育児の割合 | 47.0% | 55% | 60% | こども保健課 |

参考値

| 項目 | | 平成 23 年度 | 調査・資料 |
|-----------------|------------|----------|-----------------------------|
| 子育てに困った時に相談する人 | 配偶者 | 76.4% | 平成 23 年度 出産・子育てに関するアンケート |
| | 両親 | 76.6% | |
| | 友人 | 63.4% | |
| | 保育園・幼稚園の先生 | 19.4% | |
| | 保健師 | 3.6% | |
| 子育てに関する情報を得るところ | 家族や親族 | 65.5% | |
| | 友人・知人 | 69.9% | |
| | インターネット | 36.8% | |
| | 保育園・幼稚園 | 27.3% | |
| | かかりつけの病院 | 12.4% | |

取組み

《個人・家庭》

- 家族や友人は、相談しやすい関係をつくる等子育てに困っている保護者を支援しましょう。
- 家庭訪問や乳幼児健康診査を通して、子どもの成長や子育ての情報を習得しましょう。
- 子育てに関して迷った時には、一人で抱え込まず家族や友人及び相談機関を活用しましょう。

《地域・団体》

- 子育てに関する知識の普及のために、保育園・幼稚園や医療機関等の関係機関はそれぞれの役割を活かし相談に応じます。
- 子育てに困った時の相談場所として、保健所・保健センターをはじめ様々な関係機関があることを啓発します。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|--------------------|--|
| 子育ての知識の普及 | 家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、子育ての知識の普及を図ります。 |
| 子育ての相談・交流事業の充実 | こども未来館子育てプラザにおいて、保育士等による子育ての相談や情報提供を行います。また、地域の力を活かし、親子のふれあいや保護者同士の交流活動を促すここにこサークルを開催します。 |
| 子育てに関する情報提供の推進 | 子育て支援サービスの情報をまとめた情報紙を発行するほか、子育て支援プラットフォーム事業として、子育て世帯のニーズに応じて施設や事業を選択できるよう、関係機関をネットワーク化するとともに、キーステーション機関にコーディネート機能を配備し、情報提供を行います。 |
| 地域における子育て支援の推進 | 子どもの健やかな成長を支えるため、0～3歳の乳幼児とその保護者を対象につどいの広場を設け、子育ての相談や情報提供を行うとともに、子どもの年齢に応じた遊び場を提供し、その質の向上に努めます。 |
| 家庭児童相談による相談支援 | 家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が適切な指導・助言を行います。 |
| 子育ての相談、情報提供 | 子育て支援センター、保育園において子育てに関する相談、情報提供を行います。 |
| 乳幼児健康診査の受診啓発及び受診勧奨 | 乳幼児健康診査の啓発を勧め、未受診児については、受診困難な理由を確認し、受診に結びつけるように努めます。 |
| 母乳育児の推進 | 助産師等の家庭訪問を通じて、母乳育児の推進を図ります。 |
| 家庭教育の推進 | 地区市民館等で開催する家庭教育関係講座を通して家庭教育の推進を図り、子育てに関する学びの場を提供します。 |



(2)家庭における基本的生活習慣の形成

現状

- 朝食をほぼ毎日食べる3歳児の割合は93.3%です。
- 9時までに就寝する3歳児の割合は19.7%です。
- テレビ・DVD等を1日に4時間以上視聴する3歳児の割合は6.8%です。

課題

- 朝食を含め3食をしっかり食べる生活習慣は乳幼児期からつくられるため、乳幼児の保護者に対し、家庭での食育について啓発する必要があります。
- 早寝・早起きの生活習慣の獲得や成長ホルモンの良好な分泌に役立つことから、睡眠時間について啓発する必要があります。
- 子ども中心の生活リズムづくりが困難な家庭もあるため、それぞれの家庭にあった方法を支援する必要があります。
- 親自身が子どもの基本的生活習慣を知らない・身につけさせ方がわからない場合もあるため、地域の子育てに関する相談の場の活用を啓発する必要があります。
- 子どもの生活の中でテレビ、DVDを上手に活用するように伝えていくことが必要です。

取組み方針

乳幼児期からの基本的生活習慣を確立できるよう支援します。

目標

① 基本的生活習慣の確立

| 目標項目 | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成29年度 | 平成34年度 | |
| 朝食を毎日食べる3歳児の割合 (再掲) | 93.3% | 100% | 100% | こども保健課 |
| 9時までに就寝する3歳児の割合 | 19.7% | 40% | 50% | |
| テレビ・DVDを1日に4時間以上 視聴する3歳児の割合 | 6.8% | 6% | 5% | |

取組み

《個人・家庭》

- ワーク・ライフ・バランス*を考え、仕事と家庭を両立させ、子どもの生活を大切にしましょう。
- 子どもと一緒に保護者も生活を見直し改善しましょう。
- 乳幼児期から生活リズムを整え、3回の食事をしっかり摂るようにしましょう。
- 子どもの健やかな成長のため生活リズムを整え、9時までに就寝させるようにしましょう。

《地域・団体》

- 子どもと保護者が望ましい生活習慣を確立できるよう、育児を支援するサービス等の社会資源の周知に努めます。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|---------------------------|--|
| 子育ての相談・交流事業の充実 | こども未来館子育てプラザにおいて、保育士等による子育ての相談や情報提供を行います。また、地域の力を活かし、親子のふれあいや保護者同士の交流活動を促すここにこサークルを開催します。 |
| 地域における子育て支援の推進 | 子どもの健やかな成長を支えるため、0～3歳の乳幼児とその保護者を対象にっどいの広場を設け、子育ての相談や情報提供を行うとともに、子どもの年齢に応じた遊び場を提供し、その質の向上に努めます。 |
| 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 仕事と子育てを両立できるよう、特に男性に対する講演会や交流会を各種団体と協力しながら開催し、子育ての大切さを啓発していき、企業への理解も進めていきます。 |
| 基本的な生活習慣の形成の支援 | 家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、基本的な生活習慣の形成について、知識の普及を図ります。 |
| 運動習慣の大切さの啓発 | 乳幼児期から運動習慣を身につけるために、運動の大切さを伝えるとともに外遊びや身体を使った遊びができる場所や機会などの情報提供を行います。 |
| 家庭教育の推進 | 地区市民館等で開催する家庭教育関係講座を通して家庭教育の推進を図り、子育てに関する学びの場を提供します。 |

(3) 病気や感染症の予防

現状

- かかりつけ小児科医を持つ1歳6か月児の親の割合は94.6%で、全国の83.8%と比較すると高い割合となっています。
- 休日夜間急病診療所を知っている4か月児の親の割合は87.9%です。日曜・祝日、平日夜間の小児科受診件数は増加しています。
- むし歯のない3歳児の割合は75.6%で、全国平均よりやや高い割合ですが、愛知県内では非常に低い割合です。
- こども保健課では、小児慢性特定疾患*医療給付等を実施しています。

課題

- 予防接種は生後2か月から接種できるため、産後早期にかかりつけ小児科医を持つ必要があります。
- 子どものかかりやすい感染症と家庭でできる予防方法について啓発する必要があります。
- 感染症の流行を防ぐために、基本的な知識と意識を持つことが重要です。
- 小児の緊急時の対応について知識を持ち、正しい受診行動がとれるよう啓発する必要があります。
- 子どもが病気の時に休むことができる介護休暇や、病気の子どもを預けられる社会的な支援が必要です。
- 自ら食べ物を選ぶことができない3歳児の約4分の1はむし歯を持っているという現状を重視して、むし歯予防について保護者への啓発に努めることが必要です。

取組み方針

病気や感染症の予防と治療についてだけでなく、医療機関の受診についても啓発します。

目標

① 適切な受診行動の促進

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|--------------------------|-----|----------|----------|----------|-------------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| かかりつけ小児科医を持つ1歳6か月児の親の割合 | 豊橋市 | 94.6% | 100% | 100% | 平成 23 年度出産・子育てに関するアンケート |
| | 国 | 83.8% | 100% | | H21「健やか親子21」第2回中間評価 |
| 休日夜間急病診療所を知っている4か月児の親の割合 | | 87.9% | 100% | 100% | 平成 23 年度出産・子育てに関するアンケート |

② 感染症の予防

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|--------------|-----|----------|----------|----------|---------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| むし歯のない3歳児の割合 | 豊橋市 | 75.6% | 80% | 85% | こども保健課 |
| | 愛知県 | 84.9% | | | 愛知県マニュアル報告 |
| | 国 | 74.1% | 80%以上 | | H21「健やか親子21」第2回中間評価 |
| 定期予防接種の接種率 | | 93.8% | 95% | 97% | 健康政策課 |

取組み

《個人・家庭》

- 適切な時期に必要な予防接種を接種しましょう。
- 母子健康手帳等を活用し、病気の早期発見や検査のために医療機関への受診に努めましょう。
- 子どもの病気と症状、感染症の予防方法や感染経路について、正しい知識をもって対応しましょう。
- 出産後の早い時期にかかりつけ小児科医を持つように努めましょう。
- 子どもに病気の心配がある時には、受診の目安の知識をもち、診察時間内の受診を心がけましょう。
- むし歯や歯周病について正しい知識を持つとともに、かかりつけ歯科医で定期的に健診や歯磨き指導を受けましょう。

《地域・団体》

- 医療機関は感染症の予防や、医療への受診の目安について啓発を進めます。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|------------------|--|
| かかりつけ医療機関の必要性の啓発 | 家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、かかりつけ医療機関をもつ必要性について啓発します。 |
| 感染症の予防等の知識の普及 | 家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、感染症の予防や、病気の症状や対応方法、受診の目安等について、知識の普及を図ります。 |
| むし歯予防の啓発 | 妊娠中から妊産婦歯科健康診査等を通じて、むし歯は感染症であることを伝え、保護者から子どもへのむし歯の感染を防ぐように啓発します。 |
| 予防接種の実施 | 疾病の発生、重症化を防止するため、BCG、4種混合、麻しん風しん、日本脳炎等の予防接種を実施します。 |
| 休日夜間診療体制の確保 | 休日・夜間の体調不良・傷病に対処するために必要な初期治療体制を確保します。 |

(4)発達障害*をはじめとする障害や病気の早期発見・早期支援

現状

- 乳幼児健康診査の受診率は、4か月児健康診査が97.1%、1歳6か月児健康診査96.4%、3歳児健康診査が92.9%で、対象年齢が上がるに伴い受診率は低くなっています。
- 発達について心配がある時に相談する機関は、かかりつけの小児科医が70.5%、こども保健課が29.8%となっています。
- 言語発達、運動発達、認知や社会性の発達等を促すための支援が必要であると判断された割合は、1歳6か月児健康診査では24.3%、3歳児健康診査では14.2%となっています。
- 発達障害を早期発見した場合でも、直ちに支援できる療育機関は定員が決められており希望者が早期に療育を受けられない場合があります。

課題

- 障害や疾病の早期発見のために乳幼児健康診査の受診率をあげる必要があります。
- 発達障害について、正しい知識や情報を周知する必要があります。
- 発達障害の心配のある子どもへの対応方法や支援について、関係機関が相互に連携を深め、継続して支援する必要があります。
- 適切な時期に、適切な医療や療育支援を受けられる体制づくりが必要です。

取組み方針

障害や疾病を早期に発見し、保健事業や療育を活用することにより保護者が安心して子育てできるよう支援します。

目標

① 発達障害をはじめとした障害や疾病の早期発見

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|------------------------|-----------|----------|----------|----------|--------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 乳幼児健康診 査受診率 (再掲) | 4 か月児 | 97.1% | 98% | 99% | こども保健課 |
| | 1 歳 6 か月児 | 96.4% | 97% | 98% | |
| | 3 歳児 | 92.9% | 94% | 95% | |

参考値

| 項目 | | 平成 23 年度 | 調査・資料 |
|-----------------------------------|------------|----------|-------------------------------------|
| 発達について心配 のあるときに相談す る機関(3歳児) | かかりつけの小児科 | 70.5% | 平成 23 年度 出産・子育て に関するアン ケート |
| | こども発達センター | 51.9% | |
| | 保育園・幼稚園 | 40.7% | |
| | こども保健課 | 29.8% | |
| 子どもの精神運動 発達を促すための 支援の必要な割合 | 1歳6か月児健康診査 | 24.3% | こども保健課 |
| | 3 歳児健康診査 | 14.2% | |
| こども発達センタ ー受診児数※ | 小児科 | 3,121 人 | こども発達 センター |
| | 児童精神科 | 5,479 人 | |
| 小児慢性特定疾患治療研究(医療給付) 事業 医療券発行件数 | | 248 件 | こども保健課 |
| 精密健康診査 対象児数 | 4 か月児健康診査 | 326 件 | |
| | 1歳6か月児健康診査 | 131 件 | |
| | 3 歳児健康診査 | 628 件 | |

※こども発達センター受診児数は豊橋市以外に居住する受診者も含まれます。

取組み

《個人・家庭》

- 子どもの発育や発達の確認のため、乳幼児健康診査を受診しましょう。
- 発達障害の心配のある時の相談機関や療育の体制について理解しましょう。
- 言葉や発達について心配のある時は、早めに保健機関に相談しましょう。
- 発達障害の知識を持ち、相談や適切な療育を受けましょう。

《地域・団体》

- 家族や地域は、障害を持つ子どもと親を支援します。
- 発達障害の心配のある子どもの保育にかかわる保育園・幼稚園は、保護者と共に必要に応じて、保健機関や医療機関に相談します。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|----------------------------|---|
| 発達障害の啓発 | 様々な広報媒体を通じて発達障害について保護者のみでなく地域社会の理解も得られるよう啓発します。 |
| 障害等の心配のある子どもへの支援 | 障害等の心配のある子どもに対し家庭訪問や相談などを通じて支援を行い、必要により医療・福祉・教育との連携を図ります。 |
| 相談事業の実施 | 電話相談や面接により、子どもの発達に関する様々な相談に応じます。相談、問合せ内容により他機関の紹介や受診についての案内を行います。 |
| 障害のある子どもへの支援 | 療育を必要とする子どもに対して、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を実施します。 |
| 特定疾患を持つ子どもへの支援 | 原因不明で治療が確立されておらずかつ生活面へ長期にわたり支障のある特定の疾患を持つ子どもの療育について、医療給付申請時や患者家族のつどいを通して相談や情報提供等の支援を行います。 |
| 発達段階の障害等の早期発見・支援推進 | 乳幼児健康診査等の保健事業を通じ、障害や疾病を早期に発見し、継続して支援を行います。 |
| 小児慢性特定疾患への支援 | 治療に長期間を要し保護者の負担が大きい小児慢性特定疾患を持つ子どもの療育について、医療給付申請時の面接等を活用した相談や訪問等により支援を行います。 |
| 診療事業の実施 | 専門医による診療を行うとともに、医師の指示のもと理学療法、作業療法、言語聴覚療法によるリハビリテーションを実施します。また、児童・障害者相談センター、養護学校及び療育施設等に対し専門的な立場から医学的な助言等を行います。 |
| 外来グループ療育事業の実施 (つつじ教室) | 未就園児または幼稚園、保育園に入所している概ね3歳までの発達が心配な児童に対し、親子通園のもと保護者への育児支援を図りながら、集団生活を通して日常生活における基本的動作の成長、発達を促すとともに、その育成助長を図ります。 |
| 重症心身障害児(者)日中一時支援事業の実施 | 家族の病気や事故、学校行事等への参加、休養等の理由で在宅介護が困難になった場合に、児(者)を一時的に預かり家族への支援を行います。あわせて、日中における活動の場を提供します。 |
| 重症心身障害児通園事業の実施 (児童発達支援) | 親子通園経験のある在宅の重症心身障害児を対象に、単独通園を行うことで対人関係やコミュニケーションなど社会性の向上に向けた療育を提供し、日常生活動作や運動機能などの訓練や指導を行い、保護者に対しても家庭における療育技術を伝達します。 |
| 障害児等療育支援事業の実施 | 保育所、幼稚園への巡回相談や学校、療育施設への施設支援事業、保護者や福祉、教育関係者を対象とした勉強会や講演会を行います。 |

3-2 家族全体で育児を支えることができる

子どもの成長に温かな家庭は必要不可欠であり、保護者のみでなく、家族や地域・社会全体で子育てを支援する必要があります。

(1) 家庭での育児力の強化

現状

- 社会的・経済的な基盤の弱い10代での妊娠は、妊娠届出から72人(1.9%)みられます。
- 子育てに参加する3歳児の配偶者で「よくしている」割合は36.0%です。
- 母親の精神的支えになっている3歳児の配偶者の割合は64.7%です。
- 母親と子どものみの世帯が増加し、3世代世帯は減少しています。

課題

- 母親の精神的支えになっている3歳児の配偶者の割合はやや減少しており、母親が配偶者に期待する育児のイメージと、配偶者の実際の育児内容に差がみられます。
- 父方・母方の祖父母から支援を受けられる家庭と支援のない家庭があるため、支援の得られにくい場合は、地域や民間団体の支援が必要です。
- 配偶者の勤務状況により母親が中心となって育児を行う場合、ファミリー・サポート・センター*などの社会資源を上手に利用するよう啓発する必要があります。

取組み方針

家族全体で安心して健やかに子育てができるよう支援します。

目標

① 家族の育児力の強化

| 目標項目 | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|--------------------------|--------|--------|--------|-----------------------|
| | 平成23年度 | 平成29年度 | 平成34年度 | |
| 3歳児の育児に参加する配偶者の割合 | 36.0% | 40% | 55% | 平成23年度出産・子育てに関するアンケート |
| 3歳児の母親の精神的支えになっている配偶者の割合 | 64.7% | 70% | 75% | |

参考値

| 項目 | | 平成23年度 | 調査・資料 |
|--------|-----------|-----------|--------|
| 妊娠届出年齢 | 20歳未満 | 72人(1.9%) | こども保健課 |
| | 18歳未満(再掲) | 28人(0.7%) | |

取組み

《個人・家庭》

- 祖父母や家族は、子育て中の母親（父親）を支援しましょう。
- 配偶者は母親が自分に対しどんな育児支援を望んでいるかを把握し、協力して育児しましょう。

《地域・団体》

- 子育て中の保護者への協力や助言を行います。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|---------------------------|--|
| 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 仕事と子育てを両立できるよう、特に男性に対する講演会や交流会を各種団体と協力しながら開催し、子育ての大切さを啓発していき、企業への理解も進めていきます。 |
| 配偶者の育児参加の推進 | 配偶者の育児参加を推進するために、妊娠中からの啓発や、出産後も家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、知識の普及を図ります。 |
| 社会的な子育て支援の啓発 | 家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、社会的な子育て支援の施策について、啓発を図ります。 |
| 家庭における男女共同参画の理解を深める講座の開催 | 家庭内の固定的性別役割分担を見直すきっかけとして講座を開催します。 |
| 子育ての相談・交流事業の充実 | こども未来館子育てプラザにおいて、保育士等による子育ての相談や情報提供を行います。また、地域の力を活かし、親子のふれあいや保護者同士の交流活動を促すここにこサークルを開催します。 |
| 障害のある子どもや家族への支援 | 障害のある子どもの成長を家族とともに支援していくために、障害児やその家族に対して、相談支援事業を実施します。 |
| 地域における子育て支援の推進 | 子どもの健やかな成長を支えるため、0～3歳の乳幼児とその保護者を対象につどいの広場を設け、子育ての相談や情報提供を行うとともに、子どもの年齢に応じた遊び場を提供し、その質の向上に努めます。 |
| 多様な保育サービスの充実 | 一時的に家庭養育困難な家庭に対し、子育て短期支援事業による子どもの預かりや、ファミリー・サポート・センターを通じた地域における育児の相互援助を提供します。 |
| 家庭教育の推進 | 地区市民館等で開催する家庭教育関係講座を通して家庭教育の推進を図り、子育てに関する学びの場を提供します。 |

(2) 虐待を防止する妊娠期からの支援と子育て中の虐待の予防

現状

- 虐待死が最も多い0歳児の虐待死事例においては、その背景に望まない妊娠が多いと報告されています。
- 子どもを虐待しているのではないかと思う3歳児の母親の割合は、27.6%で全国の14.1%と比較し高い割合になっています。
- 子どもを虐待しているのではないかと思う気持ちになる原因として、「子どもがいう事を聞かないから」、「イライラするから」という回答が高い割合を占めています。
- 母親に対する「配偶者は子どもを虐待しているのではないかと思うことはあるか」という質問には、3歳児においては「いつも思う」の0.2%と、「時々思う」の3.7%を合わせて3.9%となっています。
- 子育ての相談相手は「いない」と答える保護者は、各乳幼児健康診査で2%前後の割合となっています。
- 子どもの年齢が上がるにつれて、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる母親の割合は減少しています。

課題

- 望まない妊娠等問題を抱える妊婦を早期に発見、支援する必要があります。
- 精神疾患や経済面等、家庭の育児力に心配のある家庭は増加しており、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。
- 子育ての相談相手として、家族や友人以外に公的な相談機関として保健機関の存在についての啓発が必要です。
- 虐待や虐待につながる行為、及びしつけ等について知識の普及が必要です。
- 妊婦健康診査の未受診や乳幼児健康診査の未受診家庭に対しては、虐待のハイリスクとしてかかわる必要があります。
- 虐待はどの家庭でも起きるという危機感を持ち支援することが必要です。

取組み方針

虐待のリスクを抱える保護者を早期に発見、支援していくとともに、リスクを軽減するため継続的な支援を行います。

目標

① 子育て中の虐待予防

※国は平成 26 年度目標値

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|------------------------------------|--------|----------|----------|----------|---|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 子どもを虐待しているのではないかと思う 3 歳児の母親の割合 | 豊橋市 | 27.6% | 20% | 10% | 平成 23 年度出産・子育てに関するアンケート H21「健やか親子 21」第 2 回中間評価 |
| | 国 | 14.1% | 10%* | | |
| 配偶者が子どもを虐待しているのではないかと思う 3 歳児の母親の割合 | 豊橋市 | 3.9% | 3% | 2% | 平成 23 年度出産・子育てに関するアンケート |
| 子育ての相談相手は「いない」と答える保護者の割合 | 4 か月児 | 1.6% | 1% | 1%未満 | こども保健課 |
| | 1歳6か月児 | 1.8% | 1% | 1%未満 | |
| | 3 歳児 | 2.2% | 1% | 1%未満 | |
| ゆったりとした気分で子どもと過ごせる母親の割合 | 4 か月児 | 88.9% | 90% | 95% | |
| | 1歳6か月児 | 78.8% | 85% | 90% | |
| | 3 歳児 | 71.1% | 75% | 80% | |

参考値

| 項目 | | 平成 23 年度 | 調査・資料 | |
|-------------|-----------------|-------------|-----------|------------------|
| 虐待の相談件数 | 国 | 59,862 件 | 厚生労働省 速報値 | |
| | 愛知県 | 件数 | 1,499 件 | 児童相談センター 相談実績 |
| | | 発生率 人口千対 | 1.61 | |
| | 豊橋市 | 件数 | 121 件 | |
| | | 発生率 人口千対 | 1.79 | |
| | 東三河 児童相談センター | 件数 | 156 件 | |
| 発生率 人口千対 | | 1.26 | | |

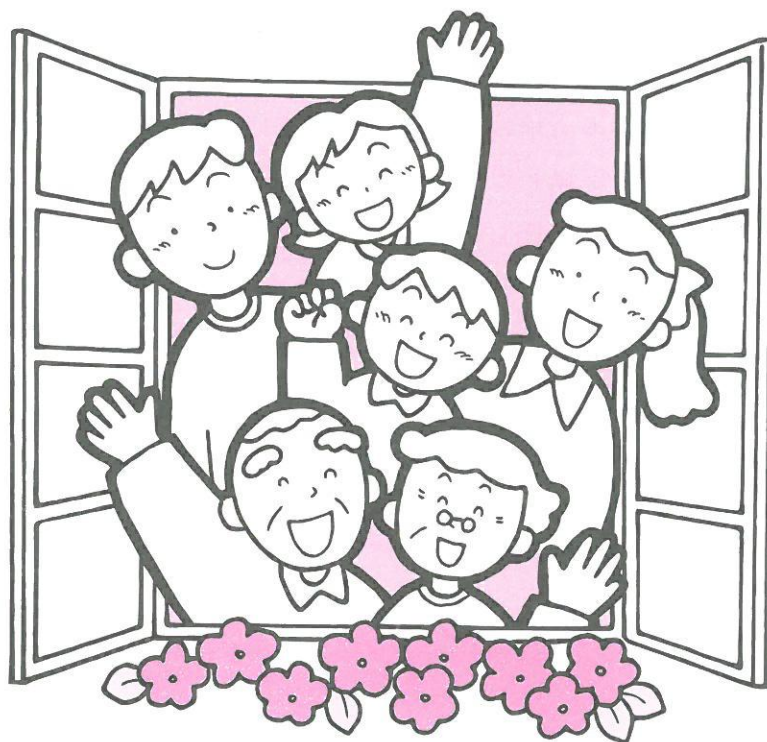
取組み

《個人・家庭》

- 保護者は、虐待の不安がある時に一人で抱え込まず周囲に相談したり、支援を求めましょう。
- 配偶者は母親が自分に対しどんな育児支援を望んでいるかを把握し、協力して育児しましょう。

《地域・団体》

- 子育て中の保護者への支援を行うとともに、虐待の不安があるときは関係機関と連携して、保護者の孤立化を防ぎます。
- 妊婦健康診査未受診や妊娠届出の遅い妊婦を把握した産婦人科は、保健機関等と積極的に連携して支援します。



《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|------------------|--|
| 子育ての相談・交流事業の充実 | こども未来館子育てプラザにおいて、保育士等による子育ての相談や情報提供を行います。また、地域の力を活かし、親子のふれあいや保護者同士の交流活動を促すここにこサークルを開催します。 |
| 子育てに関する情報提供の推進 | 子育て支援サービスの情報をまとめた情報紙を発行するほか、子育て支援プラットフォーム事業として、子育て世帯のニーズに応じて施設や事業を選択できるよう、関係機関をネットワーク化するとともに、キーステーション機関にコーディネート機能を配備し、情報提供を行います。 |
| 地域における子育て支援の推進 | 子どもの健やかな成長を支えるため、0～3歳の乳幼児とその保護者を対象につどいの広場を設け、子育ての相談や情報提供を行うとともに、子どもの年齢に応じた遊び場を提供し、その質の向上に努めます。 |
| 家庭児童相談による相談支援 | 家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が適切な指導・助言を行います。 |
| 児童虐待防止体制の充実 | 児童相談所と協力するとともに、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会*を通じて関係機関が連携して児童虐待から子どもを守る体制を強化し、児童虐待の防止及び早期発見・対応に取り組めます。 |
| 妊娠期からの支援の充実 | 望まない妊娠等の様々な問題を抱える妊婦には妊娠期からかかり、出産後の育児支援を充実します。 |
| 子育て中の不安の軽減 | 子育て中の不安を軽減するために、家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて知識の普及を図ります。子育てに不安がある保護者と子どもを支援します。 |
| 乳幼児健康診査の未受診児への支援 | 乳幼児健康診査の未受診児には予防接種の履歴や乳児期の家庭訪問の状況、就園や兄弟の状況等、様々な角度からリスク要因を分析し、必要な支援を継続します。 |

(3) 乳幼児突然死症候群*の予防と家庭での事故防止

現状

- 家庭で事故防止対策を実施している割合は4か月児の誤飲予防で80.1%、1歳6か月児の溺死予防で46.8%、3歳児の転落予防で90.4%となっています。
- 心肺蘇生法を知っている親の割合は39.0%で、全国と比較し高くなっています。
- 乳児期にうつぶせ寝をさせている割合は9.2%で、全国と比較し高くなっています。

課題

- 乳幼児突然死症候群の防止のために、母乳育児の推進、喫煙の防止、乳児期にうつぶせ寝をさせないことについて妊娠中からの啓発が必要です。
- 事故防止対策について、4か月児健康診査でも2割の家庭が未実施であることから、その必要性について啓発が必要です。

取組み方針

家庭での事故防止とともに、事故が起きた場合の対応についても啓発します。

目標

① 家庭での事故防止

※国は平成26年度目標値

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|
| | | 平成23年度 | 平成29年度 | 平成34年度 | |
| 事故防止対策を実施している家庭の割合(各年齢の主要な対策について) | 4か月児 | 80.1% | 85% | 90% | こども保健課 |
| | 1歳6か月児 | 46.8% | 55% | 60% | |
| | 3歳児 | 90.4% | 95% | 98% | |
| 心肺蘇生法を知っている親の割合 (3歳児の親) | 豊橋市 | 39.0% | 50% | 60% | 平成23年度出産・子育てに関するアンケート |
| | 国 | 18.3% | 100%※ | | H21「健やか親子21」第2回中間評価 |

② 乳幼児突然死症候群の予防

※国は平成 26 年度目標値

| 目標項目 | | 現状 | 目標 | | 調査・資料 |
|-----------------------|-----|---------------|----------|----------|-------------------------|
| | | 平成 23 年度 | 平成 29 年度 | 平成 34 年度 | |
| 乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合 | 豊橋市 | 9.2% | なくす | なくす | 平成 23 年度出産・子育てに関するアンケート |
| | 国 | 0.7% (H21) | なくす※ | | H21「健やか親子 21」第2回中間評価 |
| 生後 1 か月児の母乳育児の割合 (再掲) | 豊橋市 | 47.0% | 55% | 60% | こども保健課 |
| 喫煙する妊婦の割合 (再掲) | 豊橋市 | 3.4% | 0% | 0% | 平成 23 年度出産・子育てに関するアンケート |
| 同居家族の喫煙率 (4 か月児の母親) | 豊橋市 | 3.0% | 2% | 1% | こども保健課 |
| 同居家族の喫煙率 (4か月児の父親、再掲) | 豊橋市 | 38.2% | 30% | 20% | |

取組み

《個人・家庭》

- 家庭で年齢に応じた事故予防を実施しましょう。
- 乳幼児突然死症候群の予防のため、母乳育児の推進、家族の喫煙防止、乳幼児期にうつぶせ寝をさせないことに努めましょう。
- 誤嚥や事故があったときの対応の仕方を習得しましょう。

《行政》

| 取組み | 取組みの概要 |
|-----------------|---|
| 乳幼児突然死症候群の予防の啓発 | 家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、乳幼児突然死症候群の予防について、啓発を図ります。 |
| 子どもの事故予防の啓発 | 家庭訪問や乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、月齢や年齢に応じた子どもの事故予防について、啓発を図ります。 |
| 母乳育児の推進 | 助産師等の家庭訪問を通じて、母乳育児の推進を図ります。 |